

マージン率等に関する情報提供

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の通り情報提供します。

(対象期間：2024年10月～2025年9月)

1. 労働者派遣の実績

派遣労働者数	10名
派遣先事業所数	4社

2. 派遣料金・賃金・マージン率

マージン率は、派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額の割合を示したもので、以下の計算式で算出します。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

労働者派遣の派遣料金	(1日8時間当たりの平均)	29,648円
派遣労働者の賃金	(1日8時間当たりの平均)	16,809円
マージン率		43.3%

マージンに含まれる費用

社会保険料	健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分
福利厚生費	年次有給休暇、特別休暇、定期健康診断、社員会負担金など
会社運営費	広告宣伝費、教育訓練費、オフィス家賃、営業活動費など、事業運営に必要な経費
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、福利厚生費、会社運営費を差し引いた利益

3. 教育訓練に関する事項

訓練種別	対象者	実施方法	実施主体	費用負担
ビジネスマナー訓練	派遣労働者	有給	派遣元事業主	無償
開発教育訓練				
開発教育訓練(初級SE)				
開発教育訓練(中級SE)				
リーダー育成訓練				
管理職育成訓練				

4. 待遇決定方式に関する事項

労使協定締結	あり
対象となる派遣労働者の範囲	派遣契約にてソフトウェア開発業務に従事する労働者
有効期間	2026年4月1日～2027年3月31日

株式会社エイ・エス・ティ
(許可番号：派40-300742)